

奈良県における有識者との懇談会及び講演会、一日公正取引委員会
並びに独占禁止法教室の開催について

平成25年10月2日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、競争政策について理解を深めていただくとともに、各地域の実情や幅広い意見、要望等を把握し、今後の競争政策にいかしていくため、奈良県奈良市において、経済界等から有識者をお招きし、公正取引委員会委員との懇談会を開催します。また、これに引き続き公正取引委員会委員による講演会を実施します。

これに併せて、独占禁止法等の普及啓発を図るため、奈良市において、「一日公正取引委員会」及び当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催します。

開催日時等については、下記のとおりです。

記

1 有識者との懇談会（別紙1参照）

- (1) 日時 平成25年11月29日（金）10:00～11:30
- (2) 場所 奈良商工会議所 4階「401会議室」（奈良市登大路町36-2）
- (3) 出席者 有識者10名
公正取引委員会 委員 山崎 恒 ほか

2 公正取引委員会委員による講演会（別紙2参照）

- (1) 日時 平成25年11月29日（金）13:00～14:30
- (2) 場所 奈良商工会議所 5階「大ホール」（奈良市登大路町36-2）
- (3) 講師 公正取引委員会 委員 山崎 恒
- (4) テーマ 「公正で活力ある経済社会の実現と公正取引委員会の役割」

※ 講演会はどなたでも参加できます（参加費無料、定員100名（先着申込み順））。参加御希望の方は、申込書（別紙2参照）又は電話（下記参照）により事前にお申し込みください。

3 一日公正取引委員会（別紙3参照）

- (1) 日時 平成25年11月29日（金）10:00～16:00
- (2) 場所 奈良商工会議所 4階「402会議室」（奈良市登大路町36-2）ほか
- (3) 内容 ・消費者セミナー（参加無料）
・地方自治体向け官製談合防止法研修会
・独占禁止法・下請法相談コーナー（無料）

4 中学生向け独占禁止法教室（別紙4参照）

- (1) 日時 平成25年11月28日（木）1～3時限目 8:45～11:20
- (2) 場所 育英西中学校（奈良市三松4丁目637-1）

懇談会、講演会、消費者セミナー、官製談合防止法研修会及び独占禁止法教室は、報道関係者の皆様のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には事前に下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課

電話 06-6941-2173（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

有識者との懇談会

公正取引委員会は、競争政策について理解を深めていただくとともに、各地域の実情や幅広い意見、要望等を把握し、今後の競争政策にいかしていくために、奈良県において、経済界、マスコミ等の有識者と公正取引委員会委員との懇談会を下記のとおり開催します。

記

1 日 時 平成25年11月29日（金）10:00～11:30

2 場 所 奈良商工会議所 4階 「401会議室」（奈良市登大路町36-2）

3 出席者

(1) 有識者

(敬称略・五十音順)

甘 利 治 夫	株式会社奈良新聞社	代表取締役
近 東 宏 光	社団法人奈良経済産業協会	会長
辻 由 子	奈良県生活協同組合連合会	専務理事
寺 田 俊 彦	株式会社寺田ポンプ製作所	代表取締役社長
豊 澤 安 男	奈良豊澤酒造株式会社	代表取締役社長
中 井 神 一	奈良県商工会連合会	会長
馬 場 文	帝塚山大学 法学部	准教授

※ 以上の有識者のほか、奈良県商工会議所連合会、奈良経済同友会及び奈良県中小企業団体中央会の各団体からも出席予定。

(2) 公正取引委員会

山 崎 恒	公正取引委員会	委員
高 橋 省 三	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所	長
山 本 大 輔	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所	総務管理官

「公正で活力ある経済社会の実現と公正取引委員会の役割」

企業が競争することによって、消費者のニーズに応じて商品・サービスがより充実していき、消費者の利益が増大します。また、企業は、このように消費者ニーズに対応する中で競争力が高まり、ひいては日本経済全体の活性化につながります。このように、競争の促進は、経済社会の基本となっております。また、企業間の競争においては、企業がどのようなことをしてもいいというものではなく、公正なルールの下で行われることが重要です。

公正取引委員会は、独占禁止法・下請法の執行等を通じて、公正で活力ある経済社会の実現に貢献しています。

平成24年度において、価格カルテル、入札談合といった行為に積極的に対処し、延べ113名の事業者に対して総額約250億円の課徴金納付命令を行いました。このほか、(株)ヤマダ電機と(株)ベスト電器の経営統合などの企業結合に関して、競争を実質的に制限することとならないようにしました。

また、近年、取引上の強い立場を利用して、一方的に不当な協賛金を要求したり、正当な理由なく下請代金を一方的に減額するといった、中小事業者に不当な不利益を与える行為が跡を絶ちません。公正取引委員会は、こうした行為を取り締まり、下請事業者が受けた不利益を回復させるなど、公正な取引慣行を推進しています。

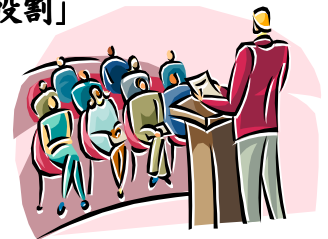
さらに、平成26年4月からの消費税率の引上げに際し、例えば大規模小売事業者がその取引先に対して消費税の転嫁拒否等を行った場合などには、公正取引委員会は、勧告、指導等の措置を講じ、円滑・適正な転嫁が行われるようにします。

このような公正取引委員会の活動内容を広く知っていただくとともに、公正取引委員会に対するご意見・ご要望等をお伺いするため、奈良市において、「公正で活力ある経済社会の実現と公正取引委員会の役割」と題して、公正取引委員会の山崎委員による講演会を下記のとおり開催いたします。是非とも、この講演会にご出席くださるようご案内いたします。

〔なお、当日は、皆様からの独占禁止法・下請法に関する相談・質問を無料でお受けするコーナーを下記のとおり設けますので、どうぞご利用ください。〕

記

- 1 **日時**：平成25年11月29日（金）13：00～14：30
- 2 **場所**：奈良市登大路町36-2 **奈良商工会議所 5階 大ホール**
- 3 **テーマ**：「公正で活力ある経済社会の実現と公正取引委員会の役割」
- 4 **講師**：公正取引委員会 委員 山崎 恒
 （経歴）平成21年8月 東京家庭裁判所 長
 平成23年2月 札幌高等裁判所 長官
 平成25年3月 公正取引委員会 委員
- 5 **定員**：100名（参加料無料，先着申込み順）



講演会参加申込書（FAX 06-6943-7214）

会社名			
連絡先	部課名・氏名	電話番号	
出席者名	①	②	③

* 必要事項をご記入いただき、本葉のみをそのままFAXしてください。また、ご記入いただいた個人情報、本目的以外に使用することはございません。

* ご不明な点などございましたら、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所（電話 06-6941-2173）坂本・奥田までお問い合わせください。

奈良市における「一日公正取引委員会」の開催について

公正取引委員会は、全国各ブロックに地方事務所等（別添1参照）を置き、独占禁止法及び下請法の適切な運用や相談対応に努めておりますが、地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等所在地以外の都市において、「一日公正取引委員会」を開催しています。

近畿中国四国事務所（大阪市所在）では、今年度、奈良市において、「一日公正取引委員会」を下記のとおり開催することとしました。

記

1 日 時 平成25年11月29日（金） 10:00～16:00

2 場 所 奈良商工会議所（奈良市登大路町36-2）

3 内 容（別添2参照）

(1) 消費者セミナー

（14:45～16:00 4階「401会議室」）

※ 消費者セミナーはどなたでも参加できます（参加無料）。別添3の消費者セミナー申込書に必要事項を御記入の上、11月26日（火）までにファクシミリでお申し込みください。

(2) 地方自治体向け官製談合防止法研修会

（14:45～16:00 4階「小ホール」）

(3) 独占禁止法・下請法相談コーナー（無料）

（10:00～16:00 4階「402会議室」）

公正取引委員会事務総局の配置一覧

名 称	所在地	管轄（都道府県）
本局	東京都	茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県
北海道事務所	札幌市	北海道
東北事務所	仙台市	青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
中部事務所	名古屋市	富山県, 石川県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県
近畿中国四国事務所	大阪市	福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所	広島市	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県
近畿中国四国事務所四国支所	高松市	徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
九州事務所	福岡市	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県

名 称	所在地	管轄（都道府県）
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	那覇市	沖縄県



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

近畿中国四国事務所

in奈良

一日公正取引委員会

【開催日】平成25年11月29日（金）

消費者セミナー



<報道機関の取材可>

14:45～16:00（4階：401会議室）（参加無料）

- ・～私たちが安くて良い商品を買えるワケ～
（競争の大切さを実感できるシミュレーションゲームや分かりやすい独占禁止法違反事例を紹介します。）
- ・かしこい商品選択－景品表示法とは－
（景品表示法の概要と身近な不当表示事例を紹介します。）

官製談合防止法研修会



<報道機関の取材可>

14:45～16:00（4階：小ホール）

みんな
来てね！



「どっきん」公正取引委員会
マスコットキャラクター

相談コーナー&展示コーナー

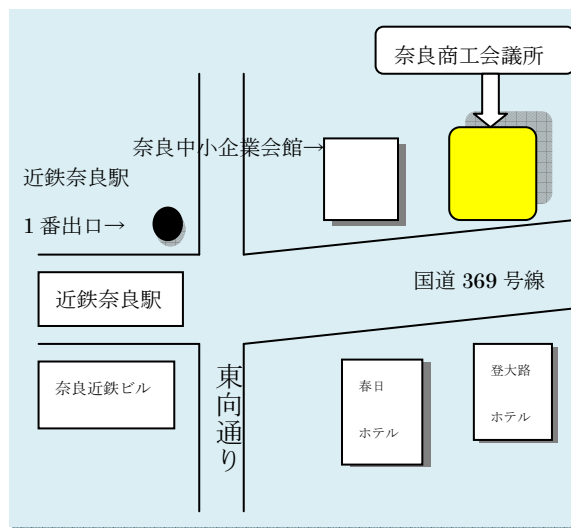


10:00～16:00（4階：402会議室）

- ・職員が独占禁止法，下請法等に関する相談に応じます。
～相談無料～ お気軽に御利用ください。
- ・パンフレット類の配布，広報パネル展示

【場所】奈良商工会議所

（奈良市登大路町 36-2）



【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所
総務課 坂本，奥田
TEL：06-6941-2173
FAX：06-6943-7214
ホームページアドレス

http://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/

※送信表は必要ありません。

開催日：平成25年11月29日（金）14：45～

場 所：奈良市登大路町36-2

奈良商工会議所 4階「401会議室」

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所 総務課 宛て

(FAX 06-6943-7214)

消費者セミナー参加申込書

会社名（団体名）等	
出席者名	
電話番号	

※ 同一社（団体）から複数ご出席される場合には、2人目以降の方を下表に御記入ください。

出席者名	
出席者名	
出席者名	
出席者名	
出席者名	
出席者名	
出席者名	

※ この申込書に御記入いただいた個人情報は、消費者セミナー業務以外の目的には使用いたしません。

※ 定員に達したことにより御参加いただけない場合のみ御連絡いたします（当方からの連絡がない場合は、そのまま御来場ください。）。

奈良市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

公正取引委員会は、将来を担う中学生に独占禁止法の役割を学んでもらうために、平成14年度から、全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきています（次頁参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成25年11月28日（木）
1時限目 8：45～ 9：30
2時限目 9：40～10：25
3時限目 10：35～11：20
- 2 場 所 奈良市三松4丁目637-1
学校法人奈良育英学園 育英西中学校
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局職員
- 4 対象者 学校法人奈良育英学園 育英西中学校 第3学年生徒
（3クラス、各クラス20名程度）
- 5 内 容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済と競争の方法、模擬立入検査等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、事前に次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課
電話 06-6941-2173（直通）
ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

独占禁止法教室（出前授業）のご案内

公正取引委員会では、実務経験を積んだ公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣して、独占禁止法の役割や市場経済の仕組み、競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

独占禁止法教室の授業内容は、生徒が企業経営者の立場になって、ライバル企業よりも多くの消費者に販売できるような販売方法を考え、競争の必要性を学ぶシミュレーションゲーム、学習指導要領に準拠して作成した副教材や身近な事例などを用いて分かりやすく説明していきます。また、公正取引委員会の模擬立入検査、模擬事情聴取を実演します。

授業内容（例）

※授業内容は、学校の御要望をお伺いした上で決定します。

ステップ1：キーワードを学習

「独占禁止法」、「市場経済」、「競争」等のキーワードを示して、授業における理解目標を認識し、独占禁止法の概要、市場経済の仕組み、競争の必要性等を総合的に理解する。



ステップ2：シミュレーションゲーム

クラスを仮想電気街と想定し、販売店グループと消費者グループに分け、販売店が価格競争やサービス競争等を行い、消費者を獲得するというシミュレーションゲームを実践し、競争の必要性、競争による消費者のメリットを理解する。



ステップ3：身近な事例紹介

身近な商品・サービス等について、「カルテル」などの独占禁止法違反行為事例を紹介し、日常生活との結び付きを実感し、問題意識を高める。



ステップ4：模擬立入検査・模擬事情聴取

生徒や先生にも参加してもらい、独占禁止法違反のおそれのある企業に対して、公正取引委員会が立入検査や事情聴取を行うという実演を行い、参加しながら、公正取引委員会の役割を理解する。

